

## 全国建設研修センター研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、市町村職員専門人材の確保支援を目的として、一般財団法人全国建設研修センター（以下「研修センター」という。）の研修の受講に要する経費の一部又は全部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付については、補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

- 第2条 補助の対象となる者は、次条に定める補助対象研修の受講期間中に埼玉県内市町村（さいたま市を除く。）における一般職の職員であり、かつ、常勤の職員（会計年度任用職員及び再任用職員を除く。）とする。

### (補助対象研修)

- 第3条 補助金の交付対象となる研修は、彩の国さいたま人づくり広域連合長（以下「広域連合長」という。）が毎年度定める。

### (補助金の額)

- 第4条 交付する補助金の額は、研修センターが行う研修を受講する際の当該研修にかかる経費のうち受講料の一部又は全部とし、1研修につき5万円を上限とする。

### (交付の申請)

- 第5条 市町村の長は、規則第4条第1項の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、広域連合長が別に定める期限までに、全国建設研修センター研修費補助金交付申請書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

### (交付決定通知)

- 第6条 規則第7条の規定による通知は、全国建設研修センター研修費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

### (補助事業の内容の変更（廃止）)

- 第7条 市町村の長は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規定により、補助事業の内容を変更（廃止）し、広域連合長の承認を受けようとする場合は、別に定める期限までに全国建設研修センター研修費補助金交付決定変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2 広域連合長は、交付決定の変更（廃止）を承認した場合は、全国建設研修センター研修費補助金交付決定変更（廃止）決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 市町村の長は、規則第13条の規定による実績報告をしようとするときは、研修修了後に全国建設研修センター研修費補助金実績報告書（様式第5号）を広域連合長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第14条の規定による通知は全国建設研修センター研修費補助金交付額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（補助金交付の請求）

第10条 市町村の長は、前条の規定による通知を受理したときは、広域連合長が別に定める期限までに全国建設研修センター研修費補助金交付請求書（様式第7号）を広域連合長に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

全国建設研修センター研修費補助金交付申請書

（あて先）

彩の国さいたま人づくり広域連合長

年 月 日

団体名

代表者名

1 補助金交付申請

	研修名	受講期間	補助対象経費 (受講料)	交付申請額
1		年 月 日 ～ 年 月 日	円	円
2		年 月 日 ～ 年 月 日	円	円
3		年 月 日 ～ 年 月 日	円	円
4		年 月 日 ～ 年 月 日	円	円
5		年 月 日 ～ 年 月 日	円	円
合 計 欄				円

※1 研修の補助対象経費（受講料）が5万円を超える場合、交付申請額は5万円とする。

※補助金交付申請が5件を超える場合は別紙に記載の上、提出してください。

2 担当者情報

担当課	氏名	電話番号

※1、2の該当する項目に必要な事項を記入すること。

様式第2号（第6条関係）

全国建設研修センター研修費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長  
( 公 印 省 略 )

年 月 日付けで申請のあった全国建設研修センター研修費補助金の交付については、下記のとおり交付することを決定したので、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 交付条件 (1) 補助対象研修を期間内に修了すること。  
(2) 補助事業の内容を変更（廃止）しようとするときは、広域連合長の変更（廃止）の承認を受けること。

様式第3号（第7条関係）

全国建設研修センター研修費補助金交付決定変更（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

彩の国さいたま人づくり広域連合長

団 体 名

代表者名

年 月 日付け全国建設研修センター研修費補助金の交付決定を受けた内容について、下記のとおり変更（廃止）したいので、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |   |               |            |
|---|---------------|------------|
| 1 | 既交付決定額        | 円          |
| 2 | 変更（廃止）後の申請額   | 円          |
| 3 | 添付書類          | 交付決定通知書の写し |
| 4 | 変更（廃止）の内容及び理由 |            |

様式第4号（第7条関係）

全国建設研修センター研修費補助金交付決定変更（廃止）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長  
( 公 印 省 略 )

年 月 日付けで変更（廃止）申請のあった全国建設研修センター研修費補助金について、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更（廃止）後の交付決定額 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 交付条件 (1) 補助対象研修を期間内に修了すること。  
(2) 補助事業の内容を変更（廃止）しようとするときは、広域連合長の変更（廃止）の承認を受けること。

全国建設研修センター研修費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

彩の国さいたま人づくり広域連合長

団 体 名

代表者名

年 月 日付け彩広域連合第 号で全国建設研修センター研修費補助金の交付決定（変更決定）の通知を受けた補助対象事業が完了したので、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業

	研修名	修了日	補助対象経費 (受講料)	交付申請額
1		年 月 日	円	円
2		年 月 日	円	円
3		年 月 日	円	円
4		年 月 日	円	円
5		年 月 日	円	円
合 計 欄				円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修了証（写し）※研修ごと</li> <li>・ 請求書（写し）※研修ごと</li> </ul>			

※補助金対象事業が5件を超える場合は、別紙に記載の上、提出してください。

2 交付決定額

交付決定額	円
-------	---

※ 1、2 の該当する項目に必要事項を記入すること。

様式第6号（第9条関係）

全国建設研修センター研修費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長  
（ 公 印 省 略 ）

全国建設研修センター研修費補助金については、 年 月 日付けで提出のあった実績報告に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

全国建設研修センター研修費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

彩の国さいたま人づくり広域連合長

団体名

代表者名

年 月 日付け彩広域連合第 号で補助金額の確定通知を受けた全国建設研修センター研修費補助金について、全国建設研修センター研修費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 金 円

2 請求額 金 円

【振込先】

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
口座名義人名			
カナ名義人名			